

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年 9月 第2回訂正分)

ターボリナックス株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年9月7日に関東財務局長に提出し、平成17年9月8日に、その届出の効力は生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年8月5日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年8月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集10,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し9,000株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年9月7日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成17年9月7日に決定された引受価額(92,000円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(100,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正

(注)5.の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「100,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「92,000円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)3.」を「1株につき100,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

(注)1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては、90,000円以上100,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと

申告された需要件数が多数にわたっていたこと

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、100,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は92,000円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(100,000円)と平成17年8月30日に公告した発行価額(76,500円)及び平成17年9月7日に決定した引受価額(92,000円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき92,000円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

8. 新株式に対する配当起算日は、平成17年7月1日といたします。

(注)8. の全文削除

4【株式の引受け】

欄内の数値の訂正

「引受け条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成17年9月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき92,000円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき8,000円)の総額は引受人の手取金となります。

欄外注記の訂正

(注)1. 上記引受人と平成17年9月7日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数の内100株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

欄内の数値の訂正

「払込金額総額」の欄：「950,000,000円」を「920,000,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「910,000,000円」を「880,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額880,000千円については、サービス品質の向上、業務効率の向上、及び製品ラインナップの拡大を目的とした設備投資に630,000千円を、インド、東南アジアでの拠点拡充を目的とした投融資に200,000千円を、借入金の返済に50,000千円を充当することを予定しております。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成17年9月7日に決定された引受価額（92,000円）にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格100,000円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「855,000,000円」を「900,000,000円」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「855,000,000円」を「900,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 3. 本売出しの主幹会社は日興シティグループ証券株式会社であります。

本売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、「第一部 証券情報 第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 ロックアップについて」の項をご参照ください。

(注) 3. 4. の全文削除

2【売出しの条件】

(2)【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)7.」を「100,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)7.」を「92,000円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)7.」を「1株につき100,000円」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社及びその委託販売先証券会社の全国
の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)8.」を「(注)8.」に訂正。

欄外注記の訂正

(注)7. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び
申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

8. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 日興シティグループ証券株式会社 9,000株
引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額
(1株につき8,000円)の総額は引受人の手取金となります。

9. 上記引受人と平成17年9月7日に元引受契約を締結いたしました。